

別添4(1)テーマ別 プロジェクト形成・実施に関する視点・インパクト等を計る指標

1.「政治プロセス・政治的合意の促進」 1-1 国家の枠組みの整備

\*「国家の枠組みの整備」のうち、立法府機能強化、選挙運営は対象外

プロジェクト形成に際して必要な視点		モニタリング・評価		参考プロジェクト
項目	確認事項	モニタリングのポイント	指標例	
協力実施にあたっての前提条件	<p>&lt;憲法・自治法の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紛争が終結している</li> <li>憲法及び基本法の整備を所管する機関が明確になっている。</li> <li>(和平合意で紛争が終結した場合)新憲法及び基本法制定について紛争当事者間で合意されている</li> </ul> <p>&lt;行政府の制度構築&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紛争が終結している</li> <li>新たな行政府の組織・制度構築整備の検討を所管する組織が存在する</li> <li>(和平合意で紛争が終結した場合)新たな行政府の設立に関して紛争当事者間で合意されている</li> </ul>	<p>&lt;モニタリング事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政治プロセスやそのベンチマークに合わせたタイムリーな投入が可能になっているか</li> </ul> <p>&lt;留意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政治プロセス全般や新たな行政府設立の法的根拠となる憲法・基本法に関する議論の進捗、他ドナーの動向を注視しながら、必要なインプットが何かを柔軟性をもって検討していく必要がある</li> <li>政治プロセスの遅延及び混迷に伴い、憲法・基本法制定プロセスが大幅に影響を受ける可能性がある。情勢変化を見据えて、柔軟に対応できる日本側の体制を予め設ける必要がある</li> </ul>	<p>&lt;憲法・自治法の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ステークホルダー間の議論・対話の機会創出(数、内容)</li> <li>憲法・基本法起草に起案する関係者の知見向上(インタビュー/アンケート)</li> </ul> <p>&lt;行政府の制度構築&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな行政府設立に向けたロードマップ(各省庁の組織・機能に関する骨格案、準備作業工程表)の作成</li> <li>(憲法・基本法制定後の)政治プロセス及び新たな統治体制(例:新自治政府)設立に向けた基盤づくりへの貢献</li> </ul>	<p>・ネパール「制憲議会支援」(国別(第三国)研修、調査団派遣、2009年8月～2012年3月)</p> <p>・フィリピン「ミンダナオ包括能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト、2013年7月～2019年7月)*本プロジェクトの一部が該当</p>
支援のタイミング	<p>&lt;憲法・自治法の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>憲法・基本法起草プロセスとの関係</li> </ul> <p>&lt;行政府の制度構築&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな行政府設立に関する法的根拠が整備される見込みがある/整備されつつある</li> </ul>			
対象地域・裨益者の選定	<p>&lt;研修・セミナーを開催する場合の参加者の選定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者の選定に関して、政治的中立性は確保されているか(例えば、参加者の元紛争当事者間及び政党間のバランスはとれているか)</li> <li>少数派が排除されていないか</li> </ul>			
活動内容の検討	<p>&lt;憲法・自治法の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>憲法・基本法に関する主要テーマとは</li> <li>(上記のうち)紛争当事者間の対話を促進し得るテーマとは、日本及び第三国の経験を活用できるテーマとは</li> <li>新憲法及び基本法起草において、住民の意見を取り入れる仕組みはあるか</li> </ul> <p>&lt;行政府の制度構築&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新憲法及び基本法により、新しい行政府に付与されることが想定される権限の内容</li> <li>既存の行政関連法</li> </ul>			
実施体制・実施機関の確定	<p>&lt;憲法・自治法の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>憲法・基本法起草を所管している組織の法的根拠に基づく権限</li> <li>憲法・基本法起草を所管している関係者の政治・社会的属性</li> </ul> <p>&lt;行政府の制度構築&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政府の組織・制度整備を所管している組織の権限</li> <li>行政府の組織・制度整備を所管、又は行政府設立に関連する関係者の政治・社会的属性</li> </ul>			